

Microsoft License Terms

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT SQL SERVER 2019 STANDARD

本ライセンス条項は、お客様と Microsoft Corporation (または系列会社の中の 1 社) との契約を構成します。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録されたメディア (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。この条項は、マイクロソフトのサービスまたはソフトウェア更新プログラムに適用されます (ただし、これらのサービスまたは更新プログラムに新しい条項または追加条項が付属している場合は、当該別途の条項が将来に向かって適用され、更新前のソフトウェアまたはサービスに関するお客様またはマイクロソフトの権利は変更されません)。お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には、適切なライセンスを取得した各サーバーについて以下が許諾されます。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとし、本ソフトウェアを使用しない場合があります。この場合は、未使用のソフトウェアを購入店に返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。購入店から払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフト関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwideをご参照ください。米国およびカナダではお電話、**(800) MICROSOFT** までいただくか、またはwww.microsoft.com/info/nareturns.htmをご参照ください。

重要な注意:以前のバージョンの SQL Server に対する自動更新本ソフトウェアが SQL Server 2019 より前の SQL Server の、サポート対象のいずれかのエディション (またはそのいずれかのコンポーネント) を実行しているサーバーまたはデバイスにインストールされている場合、本ソフトウェアはそれらのエディション内の特定のファイルまたは機能を自動的に更新し、本ソフトウェアのファイルと置き換えます。この機能を解除することはできません。これらのファイルを削除すると、本ソフトウェアでエラーが発生し、また、元のファイルを復元できないことがあります。お客様は、かかるエディションを実行しているサーバーまたはデバイスに本ソフトウェアをインストールすることにより、当該サーバーまたはデバイスで実行されている SQL Server のすべてのエディションおよび複製 (そのすべてのコンポーネントを含みます) における、かかる自動更新に同意されたものとし、

1. 概要。

1.1 ソフトウェア。本ソフトウェアは以下の製品で構成されます。

- サーバーソフトウェア

- サーバーソフトウェアによって直接使用されるか、または他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用される追加ソフトウェア

1.2 ライセンスモデル。本ソフトウェアのライセンスは、以下のいずれかに基づいて許諾されます。

- コアライセンスモデル - サーバーの物理コアまたは仮想コアあるいはその両方の数
- サーバー + クライアント - サーバーソフトウェアを実行するオペレーティングシステム環境 (OSE) の数、およびサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数

1.3 ライセンスに関する用語。

- インスタンス。お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものとみなされます。本契約において「ソフトウェア」という場合、ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
- インスタンスの実行。お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、その 1 つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものとみなされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか否かにかかわらず) それがメモリから削除される時点まで実行されているものとみなされます。
- オペレーティングシステム環境 (OSE)。「オペレーティングシステム環境 (OSE)」とは次のように定義されます。
 - (i)独立したコンピューターの ID (主要コンピューター名もしくは類似の一意の識別子) または独立した管理権を可能にする、オペレーティングシステムインスタンスの全体あるいは一部、または仮想 (もしくはエミュレートされた) オペレーティングシステムの全体あるいは一部
 - (ii)上に規定したオペレーティングシステムインスタンスまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス

物理ハードウェアシステムでは、以下のうちいずれかまたは双方が含まれることがあります。

- 1 つの物理オペレーティングシステム環境
- 1 つまたは複数の仮想オペレーティングシステム環境

物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーまたは類似のテクノロジーなど) を提供するために使用されるオペレーティングシステムインスタンスは、物理オペレーティングシステム環境の一部です。

仮想オペレーティングシステム環境は仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェアシステムを実行するために構成されます。

- **サーバー。**サーバーとは、本サーバーソフトウェアを実行することができる物理ハードウェアシステムをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。
- **物理コア。**物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1 つまたは複数の物理コアで構成されます。
- **ハードウェアスレッド。**ハードウェアスレッドとは、物理コア、または物理プロセッサ内のハイパースレッドをいいます。
- **仮想コア。**仮想コアとは、仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェアシステムの処理能力の単位をいいます。仮想コアは、1 つまたは複数のハードウェアスレッドを仮想的に表したものです。仮想 OSE は 1 つまたは複数の仮想コアを使用します。
- **ライセンスの割り当て。**「ライセンスを割り当てる」とは、下記のように 1 台のサーバー、1 台のデバイス、または 1 人のユーザーに対してそのライセンスを指定することをいいます。

2. コアライセンスモデルの使用権。

- 2.1 **サーバーライセンス。**お客様は、サーバー上で本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行する前に、以下に従って必要なソフトウェアライセンスの数を算定し、そのライセンスをそのサーバーに割り当てる必要があります。

- 2.2 **必要なライセンス数の算定。**以下の 2 つのライセンスオプションを使用できます。

(a)サーバー上の物理コア。お客様は、サーバー上のすべての物理コアに基づいてライセンスを取得できます。お客様がこのオプションを選択した場合、必要なライセンスの数はサーバーsubject上の物理コアの数と同数になります。ただし、プロセッサごとのライセンスの最小要件は 4 つです。

(b)個別の仮想 **OSE**。お客様は、本サーバーソフトウェアを実行するサーバー内の仮想 OSE に基づいてライセンスを取得できます。このオプションを選択した場合、本サーバーソフトウェアを実行する仮想 OSE ごとに、仮想 OSE 内の仮想コア数と同じ数のライセンスが必要です。ただし、仮想 OSE ごとのライセンスの最小要件は 4 つです。さらに、これらの仮想コアのいずれかを任意の時点で複数のハードウェアスレッドに対応付ける場合、かかる仮想コアに対応付けられる追加のハードウェアスレッドごとに 1 つのライセンスを取得する必要があります。これらのライセンスは、仮想 OSE ごとのライセンスの最小要件である 4 つに加算されます。

2.3 必要なライセンス数のサーバーへの割り当て。

(a)初回割り当て。お客様は、サーバーについて必要となるソフトウェアライセンスの数を確定した後、その数のライセンスをそのサーバーに割り当てなければなりません。ライセンスの割り当て先のサーバーは、かかるライセンスに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、1 つのライセンスを 1 台を超えるサーバーに割り当てることはできません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーとみなされます。

(b)再割り当て。ライセンスを再割り当てすることはできますが、最後に割り当てた日から 90 日以内に再割り当てすることはできません。ただし、恒久的なハードウェアの故障により、ライセンスが割り当てられているライセンス取得済みサーバーの使用を中止する場合には、その期間より早くライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。

2.4 サーバーソフトウェアのインスタンスの実行。本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行するお客様の権利は、必要なソフトウェアライセンスの数の算定に使用したオプションによって異なります。

(a) サーバー上の物理コア。第 2 条 2(a) 項の規定に従って必要な数のライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は、ライセンスを取得したサーバー上の物理 OSE で、任意の数の本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

(b) 個別の仮想 **OSE**。第 2 条 2(b) 項の規定に従って必要な数のライセンスを割り当てた各仮想 OSE につき、お客様は、その仮想 OSE で任意の数のソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

2.5 追加のソフトウェアのインスタンスの実行。お客様は、任意の数のデバイス上の物理または仮想 OSE において、以下に示す任意の数の追加ソフトウェアのインスタンスを実行または使用することができます。追加ソフトウェアは、サーバーソフトウェアで直接使用するか、他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用することができます。

- Data Quality Client

- SQL クライアント接続 SDK

- クライアントツール SDK

- クライアントツールの旧バージョンとの互換性

- クライアントツール接続

- 分散再生クライアント

- 分散再生コントローラー

2.6 お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納。お客様は、取得する各ソフトウェアライセンスにつき、以下の追加の権利を有します。

(a) お客様は、本サーバーソフトウェアおよび追加のソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。

(b) お客様は、本サーバーソフトウェアおよび追加のソフトウェアのインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。

(c) お客様は、前述の本ソフトウェアライセンスに基づいて本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ本サーバーソフトウェアおよび追加ソフトウェアのインスタンスを作成して格納することができます (つまり、第三者にインスタンスを再配布できません)。

2.7 アクセス用のクライアントアクセスライセンス (CAL) は不要。このコアライセンスモデルでは、本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするユーザーまたはデバイスには CAL は必要ありません。

3. サーバー + クライアントアクセスライセンスモデルの使用権

3.1 ライセンスのサーバーへの割り当て。

(a) 初回割り当て。お客様は、1つのソフトウェアライセンスに基づいて本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行する前に、ライセンスを、お客様のサーバーのうちの1つに割り当てる必要があります。そのサーバーは、そのライセンスに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じライセンスを1台を超えるサーバーに割り当てることはできませんが、同じサーバーに他のソフトウェアライセンスを割り当てることができます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーとみなされます。

(b) 再割り当て。ソフトウェアライセンスを再割り当てすることはできますが、最後に割り当てた日から90日以内に再割り当てすることはできません。ただし、恒久的なハードウェアの故障により、ライセンスを取得したサーバーの使用を中止する場合には、その期間より早くソフトウェアライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。

3.2 サーバーソフトウェアのインスタンスの実行。お客様がサーバーに割り当てる各ソフトウェアライセンスにつき、お客様は、ライセンスを取得したサーバー上の1つの物理または仮想 OSE で、一度に任意の数の本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

3.3 追加のソフトウェアのインスタンスの実行。お客様は、任意の数のデバイス上の物理または仮想 OSE において、以下に示す任意の数の追加ソフトウェアのインスタンスを実行または使用することができます。追加ソフトウェアは、サーバーソフトウェアで直接使用するか、他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用することができます。

- Data Quality Client

- SQL クライアント接続 SDK

- クライアントツール SDK

- クライアントツールの旧バージョンとの互換性

- クライアントツール接続

- 分散再生クライアント

- 分散再生コントローラー

3.4 お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納。お客様は、取得する各ソフトウェアライセンスにつき、以下の追加の権利を有します。

(a) お客様は、本サーバーソフトウェアおよび追加のソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。

(b) お客様は、本サーバーソフトウェアおよび追加のソフトウェアのインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。

(c) お客様は、前述の本ソフトウェアライセンスに基づいて本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ本サーバーソフトウェアおよび追加ソフトウェアのインスタンスを作成して格納することができます (つまり、第三者にインスタンスを再配布できません)。

3.5 クライアントアクセスライセンス (CAL)。

(a) CAL の初回割り当て。お客様は、SQL Server 2019 CAL を取得して、直接または間接的に本サーバーソフトウェアのお客様のインスタンスにアクセスする各デバイスまたは各ユーザーに、割り当てる必要があります。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のデバイスとみなされます。

- 本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することを認められているサーバーには、CAL は必要ありません。

- 本サーバーソフトウェアのお客様のインスタンスを管理するためにのみこれらのインスタンスにアクセスする最大 2 台のデバイスまたは最大 2 人のユーザーには、CAL は必要ありません。
- お客様は取得する CAL によって本サーバーソフトウェアのお客様の旧バージョンのインスタンスにアクセスすることができますが、将来のバージョンのインスタンスにアクセスすることはできません。お客様が旧バージョンのインスタンスにアクセスする場合、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。

(b)CAL の種類。CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。各デバイス CAL は、任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。各「ユーザー CAL」により、任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーが、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることができます。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせて使用することができます。

(c)CAL の再割り当て。お客様には以下のことが許諾されます。

- デバイス CAL をあるデバイスから別のデバイスに恒久的に再割り当てするか、ユーザー CAL をあるユーザーから別のユーザーに恒久的に再割り当てする。または
- 通常使用するデバイスが使用できる状態にない場合にデバイス CAL を代替デバイスに一時的に再割り当てするか、デバイスを使用する従業員が不在のときに一時的な作業者にユーザー CAL を再割り当てする。

4. 追加のライセンス条件および追加の使用権。

- 4.1 複数のバージョンおよびエディション。お客様は、許可されているインスタンスの代わりに、旧バージョン、下位エディション、または下位エディションの旧バージョンのインスタンスを作成、保存、および使用することができます。

かかる方法での、お客様によるこれらの他のバージョンまたはエディションの使用には、本契約が適用されます。旧バージョンまたはエディションに本契約の対象外のコンポーネントが含まれている場合、お客様に

よるかかるコンポーネントの使用には、それらに関連付けられている条件が適用されます。マイクロソフトは、お客様に本ソフトウェアの以前または別のバージョンまたはエディションを提供する義務を負いません。

本ソフトウェアには、32 ビット版と 64 ビット版などのように複数のバージョンが含まれていることがあります。作成、保存、および実行することが許可されている本ソフトウェアの各インスタンスについては、いずれのバージョンも使用することができます。

4.2 最大数のインスタンス。本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想 OSE で実行することができる本サーバーソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

4.3 マルチプレキシング。次の目的で使用するハードウェアまたはソフトウェア（「マルチプレキシング」または「ブーリング」と呼ばれることがあります）を使用した場合であっても、必要なライセンス（種類を問いません）の数が減じられることはありません。

- 接続数をプールする。

- 情報の経路を変更する。

- ソフトウェアに直接アクセスする、またはソフトウェアを直接使用するデバイスやユーザーの数を減じる。

4.4 サーバーソフトウェアの分離の禁止。明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数の OSE で実行することはできません。この制限は、それらの OSE が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。

4.5 **SQL Server Reporting Services** マップレポートアイテム。SQL Server Reporting Services マップレポートアイテムは、Bing Maps を利用することがあります。SQL Server Reporting Services レポートマップアイテム内では、Bing Maps を介して提供されるコンテンツ（Geocode を含む）のみを使用することができます。お客様による Bing Maps の利用には、Microsoft Bing Maps および MapPoint Web Service エンドユーザー使用条件および Embedded Maps Service 使用条件 (<http://go.microsoft.com/?linkid='9710837'>) ならびにマイクロソフトのプライバシーに関する声明 (<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID='248686'>) が適用されます。

4.6 Big Data Clusters (BDC)。ソフトウェアアシュアランスを有するボリュームライセンスのお客様のみが、BDC 機能を使用することができます。お客様は、マイクロソフトまたはその認定代理店からライセンスを正規に取得していない場合は、BDC を使用することはできません。BDC のライセンス情報については、<https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid='2102541'>を参照してください。

4.7 付属の Microsoft プログラム。本ソフトウェアには、<https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid='2102146'>に記載されている他の Microsoft プログラムが含まれています。これらのプログラムは、お客様の便宜のためにのみ提供されるものであり、独自の条件とポリシーに基づいて使用許諾され、サポートされます。お客様は、これらのプログラムを、本ライセンス条項でライセンスされる本ソフトウェアと共にのみ使用することができます。これらのプログラムのライセンス条項に同意されない場合、当該プログラムを使用することはできません。

4.8 フォントコンポーネント。本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の用途に限定されます。

- フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
- コンテンツを印刷できるようにするために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。

5. 第三者のソフトウェア。本ソフトウェアには、本ライセンス条項または第三者独自の条項に基づいて、お客様にライセンスされる第三者のアプリケーションが含まれていることがあります。第三者のアプリケーションにライセンス条項、通知、および確認事項がある場合は、<http://aka.ms/thirdpartynotices> または付属の通知ファイルでご覧いただくことがあります。かかるアプリケーションに別途のライセンス条項が適用される場合でも、適用される法令により認められる範囲において、下記の免責ならびに損害に関する制限および除外は併せて適用されるものとします。

6. プロダクトキー。本ソフトウェアのインストールまたは本ソフトウェアへのアクセスにはキーが必要です。お客様は、ご自分に割り当てられたキーの使用に責任を負うものとします。第三者とキーを共有することはできません。お客様

は、第三者に割り当てられたキーを使用することはできません。

7. データ収集。本ソフトウェアは、お客様およびお客様による本ソフトウェアの使用に関する情報を収集し、その情報をマイクロソフトに送信することがあります。マイクロソフトは、サービスの提供ならびにマイクロソフトの製品およびサービスの向上を目的に、この情報を使用できます。お客様にこの収集を停止する権利がある場合は、製品付属の文書に記載されています。本ソフトウェアの一定の機能を使用すると、本ソフトウェアにアクセスする、または本ソフトウェアを使用するお客様のアプリケーションのユーザーからデータを収集できる場合があります。お客様は、この機能を使用してお客様のアプリケーションでデータ収集を行う場合、ユーザーから必要な同意を得る、データの使用、収集、および共有方法についてユーザーに正確に知らせるプライバシーポリシーを目につきやすい形で維持するなど、適用される法令を遵守しなければなりません。マイクロソフトによるデータの収集および使用の詳細については、製品付属の文書およびマイクロソフトのプライバシーに関する声明 (<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId='521839'>) をご参照ください。お客様は、マイクロソフトのプライバシーに関する声明の適用されるすべての条項 (SQL Server のプライバシー補遺: <http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid='868444'>を含みます) に従うことに同意します。
8. ベンチマークテスト。お客様は、マイクロソフトの事前の書面による許可がない場合、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を第三者に対して開示することはできません。
10. 更新。本ソフトウェアでは、更新プログラムが定期的に確認され、自動的にダウンロードおよびインストールされることがあります。更新プログラムは、Microsoft または認定ソースからのみ入手することができます。マイクロソフトは、更新プログラムを提供するためにお使いのシステムを更新する必要があります。追加通知なしで、この自動更新の受信に同意するものとします。更新プログラムでは、既存のソフトウェア機能、サービス、または周辺機器の一部が含まれていないか、サポートされていない場合があります。
11. ライセンスの範囲。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。その他の権利はすべてマイクロソフトが留保します。適用法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は

以下を行うことはできません (権利がありません)。

- 特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従うこと。
- ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。
- 本ソフトウェアに含まれるマイクロソフトまたはそのサプライヤーによる通知を削除、最小化、ブロック、または変更すること。
- 法に反するような方法で、またはマルウェアを作成もしくは拡散するために本ソフトウェアを使用すること。
- ソフトウェアを共有または頒布すること。
- 第三者が複製できるように本ソフトウェア (本ソフトウェアに含まれるアプリケーションプログラミングインターフェイスを含みます) を公開すること。
- 本ソフトウェアのデータマッピングサービス機能を使用して作成されたドキュメント、テキスト、または画像を共有またはその他の方法で頒布すること。
- ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること。
- 他者が使用するためにホステッドソリューションとして本ソフトウェアを提供すること。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

12. バックアップ用の複製。お客様は、本ソフトウェア媒体のバックアップ用の複製を 1 部作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。
13. 書類。お客様のコンピューターまたは内部ネットワークへの有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。
14. 再販禁止ソフトウェア。お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することとはできません。

15. 第三者への譲渡。本条の規定は、お客様が欧州経済地域で本ソフトウェアを取得され、地域内の他の個人または団体に譲渡するだけの場合には適用されません。その場合、本ソフトウェアの譲渡および本ソフトウェアを使用する権利については、適用される法令に従わなければなりません。本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本契約を直接第三者に譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意する必要があります。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベルが含まれる必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。本ライセンス条項のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。
16. 輸出規制。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については <http://aka.ms/exporting> をご参照ください。
17. サポートサービス。マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し www.support.microsoft.com/common/international.aspx で説明されるサポートサービスを提供します。
18. 完全合意。本契約、およびマイクロソフトが提供する追加物、更新プログラムまたはサードパーティアプリケーションに関する他の条項は本ソフトウェアに関する完全合意です。
19. 準拠法および紛争解決の場所。お客様が本アプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本ライセンス条項の解釈、本ライセンス条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て（消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます）には、抵触法にかかわらず、お住まいの州または地域（企業の場合は主たる業務地）の法律が適用されます。お客様が本ソフトウェアを他の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。米国連邦裁判所が設置されている場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の連邦裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。連邦裁判所が設置されていない場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の上位裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。

20. 法的効力。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域または国によってはその他の権利を有する場合があります。また、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。お客様の地域または国の法令において当該法令に基づくお客様の権利の変更が認められない場合、本契約によってそれらの権利が変更されることはありません。

21. 消費者の権利、地域による差異。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、消費者としての権利など、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。マイクロソフトとお客様との関係とは別に、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合があります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

a) オーストラリア。お客様は、オーストラリアの消費者法に基づく法定の保証を有します。また、本契約のいかなる規定もそれらの権利に影響を及ぼすものではありません。

b) カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで入手された場合、自動更新機能をオフにする、お客様のデバイスをインターネットから切断する（ただし、インターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します）、または本ソフトウェアをアンインストールすることにより、更新プログラムを受け取ることを停止できます。本製品ドキュメントがある場合は、個別機器またはソフトウェア用の更新をオフにする方法を指定することもできます。

c) ドイツとオーストリア。

i. 保証。正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、Microsoft は、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証を一切行いません。

ii. 責任の制限。マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは人的傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前掲条項 ii. にしたがって、マイクロソフトは、マイクロソフトが当該の契約上の重大義務違反をした場合で、かつ同義務が本契約の正当な履行の土台となるため、同違反が本契約の目的および一方の当事者が通常信頼を置く同義務への準拠の履行が危うくなる場合（いわゆる「基本的義務」）について、軽過失についてのみ責任を負うものとします。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

22. 責任の制限および除外。マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、お客様が本ソフトウェアに対して実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。マイクロソフトは、派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含め、その他の損害について一切責任を負いません。

この制限は以下に適用されます。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項

- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求（適用される法令により認められている範囲において）。

また、以下のいずれかに該当する場合においても、この制限が適用されるものとします。

- 本ソフトウェアの修理、交換、または返金を行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合

- マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合

一部の地域では付随的、結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

マイクロソフトは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作することを保証します。この品質保証規定では、お客様が原因となって生じた問題、すなわち、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題を対象としていません。品質保証規定は、本ソフトウェアの複製の最初のユーザーがその複製を取得した日から発効し、その後 1 年間有効です。その 1 年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、当該 1 年の期間の残りの日数か、または 30 日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その限定的保証の期間が延長されることはありません。

マイクロソフトは、その他の明示の保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する黙示の保証および条件を含め、いかなる黙示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の限定的保証期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定的保証に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

マイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、マイクロソフトは、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたマイクロソフトブランドのデバイス) の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。以上が、本品質保証規定の違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。本限定的保証は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

マイクロソフトが提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本限定保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます) の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とします。

保証の手続き

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、マイクロソフトの返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返品するか、または本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているマイクロソフトブランドのデバイス全体を返品する

ことが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで郵便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。品質保証サービスに基づいてご請求される場合は、Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland か、またはお客様の地域のマイクロソフト関連会社 (microsoft.com/worldwide) までお問い合わせください。
3. オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。